

インターネットによる求人情報掲載申請書

	内容
募集者	荒川区
募集職種	児童福祉司スーパーバイザー
職務内容	子どもや保護者に対する相談・支援・指導等をご担当いただきます。（係長級） 児童相談所設置後は、原則として児童福祉司スーパーバイザー（SV）として、児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導等を担当していただきます。
勤務時間・曜日等	原則として月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで（一日7時間45分勤務） ただし、児童相談所設置後は、別途定めます。
応募資格（社会福祉士は必須としてください）	次に掲げる各号のいずれも満たす方 ①児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する方（社会福祉士等） ②地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方 ③現に荒川区の常勤職員（任期付職員を除く）でない方
必要経験年数	民間企業・地方自治体等における業務従事歴（※）を10年以上有する方のうち、次のいずれかに該当する方（これに準ずる実務経験等を含む） ①児童相談所における児童福祉司としての業務従事歴（※）を5年以上有する方 ②児童相談所、区市町村の児童家庭相談、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等におけるケースワーク業務の従事歴（※）を7年以上有する方 （※）週29時間以上従事した経験を対象とします。
採用時期	平成30年4月1日
給与	年齢、採用までの職務経験などに応じて決定します。 （初任給の参考例）【平成29年4月時点の給与制度による】 大卒・経験年数10年の場合…月額約28万円 大卒・経験年数20年の場合…月額約36万円 その他、条例等の定めるところにより、地域手当（給料月額の20%）、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。なお、採用されるまでに給与等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
必要書類	選考申込書、職務経歴書
応募方法・書類提出先	持込 又は 郵送 ※郵送の場合は、封筒表面に「採用選考申込書在中」と朱書し、 <u>簡易書留により</u> 郵送してください。簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。
応募締切日	平成29年12月25日（月） まで

問合先（郵便番号、住所、FAX、TEL、メール等）	〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 荒川区管理部職員課人事係（荒川区役所4階） 電話 03（3802）3397 ファクス 03（3802）3122 メール shokuinka@city.arakawa.tokyo.jp
担当名	境田 健太郎（さかいだ けんたろう）
その他（上記以外で掲載した情報等）	詳しくは区HPをご覧ください http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kusei/saiyo/ninki-hijoukin/29jisousv.html